

審査基準

平成17年4月1日作成

法令名	： 確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項	： 第9条第2項
処分概要	： 駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
原権者(委託先)	： 秋田県公安委員会
法令の定め	：
審査基準	： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	： 14日以内
申請先	： 交通部交通指導課 指導取締係 (電話 018-863-1111 内線 5123)
問い合わせ先	： 同上
備考	：